

総社市 子ども・子育て支援事業計画



総社市子ども・子育て支援事業計画を策定しました！

国において、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律に基づいて、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い就学前の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実などの取組を進めていくこととなりました。

総社市の未来をつくる子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもの最善の利益を基本とし、総社市の今後の未就学児童に対する学校教育、保育及びすべての子どもに対する子育て支援の方向性を示した、「総社市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

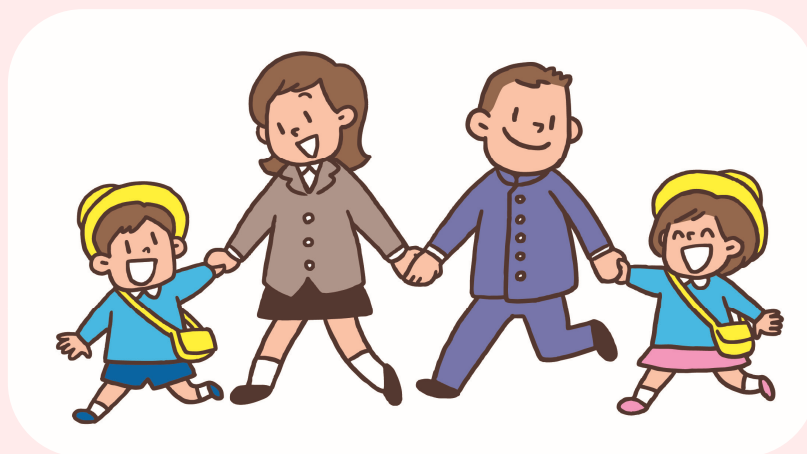
平成27年3月

総社市

総社市では、すべての子どもの最善の利益を基本とし、一人ひとりの子どもの育ちを支え合う「子ども・子育て支援」を進めます。

基本理念

“すべての子どもが笑顔で成長していくために、
子どもの育ちを支え合うまち”



☆家庭や地域の人が一体となって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えます。

☆「総社市子ども条例」に基づき、すべての子どもの権利を擁護し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備します。

☆「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、政策について選択が求められる場合には「子どもの利益」を最大の価値基準とし、子どもを安心して生み育てられるまちをつくります。

☆幼児期に豊かな経験ができる質の高い学校教育及び保育を提供し、将来多様な価値を認めることができる、地域を愛せる心豊かな大人になれるよう、自身のことを自分で考え行動できる自立した大人になれるよう、子どもたちを育てていきます。

基本目標1 就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる

～主な取組～

- ☆保育所、幼稚園、認定こども園の充実
- ☆地域型保育事業の提供体制の整備
- ☆就学前の学校教育・保育の一体的な提供体制の確保

基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

～主な取組～

- ☆放課後における児童の居場所の充実
- ☆多様な保育事業の充実
- ☆親の子育て力の向上～ペアレンティング・プログラムの推進～
- ☆地域との連携による子ども・子育て支援の充実
- ☆子育て支援のネットワークづくりの推進
- ☆子どもの安全安心の確保

基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する

～主な取組～

- ☆経済的支援の充実
- ☆児童虐待といじめの防止
- ☆不登校の子どもへの支援の充実
- ☆障がいのある子どもへの支援の充実
- ☆ひとり親家庭等への支援の充実
- ☆外国籍の子どもへの支援の充実
- ☆相談体制の充実



基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

～主な取組～

- ☆子どもと母親の健康づくりの推進
- ☆子どもの医療費の助成と適正受診の推進
- ☆思春期保健指導の充実
- ☆妊娠・出産期の育児不安解消のための取組の推進
- ☆食育の推進

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

～主な取組～

- ☆子育て支援の職場環境づくりの促進と若者の就労支援の充実
- ☆家庭における男女共同参画の推進

基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

～主な取組～

- ☆子どもの生きる力の育成
- ☆若い世代からの親育ちの支援



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策

この計画では、幼児期の学校教育、保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対応する、提供体制の確保の内容を示しています。

提供区域の設定

本市では、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、市全域を一つの区域とし、今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進します。

教育・保育の確保方策

教育を希望する3歳以上の児童（1号認定）、保育を必要とする3歳以上の児童（2号認定）、保育を必要とする3歳未満の児童（3号認定）を対象とし、幼児期の学校教育、保育を提供します。

主な確保方策

- 幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及促進を図ります。
- 公立保育所は、認定こども園へ移行します。
- 公立幼稚園は、地域のニーズに応じて可能なものから認定こども園への移行を検討します。
- 既存の保育所において、施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- 地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用した社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めます。



地域子ども・子育て支援事業の主な確保方策

- ☆市役所における幼児期の学校教育、保育の窓口コーディネーター1名を配置し、利用者支援事業を実施します。
- ☆地域子育て支援拠点事業について、平成27年度に新たに太陽保育園で子育て支援センター1か所を追加的に開設し、利用の促進を図ります。
- ☆保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。
- ☆病児・病後児保育事業について、既存の1か所の施設において実施します。また、ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。
- ☆放課後児童クラブについて、対象を6年生まで拡大します。